

自己チェック資料

令和4年6月1日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業

「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

1. 令和2年度契約時（市場化テスト1期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 関係機関との連携について、具体的にどのような取組が求められているのか説明を充実させるべきとの指摘に対し、説明の追記を行った。
- ② 入札実施要項に加えて仕様書に沿って事業実施することを明確にするべきとの指摘に対し、記載を明確化した。
- ③ 再々委託が禁止されることについて、記載を明確化した。
- ④ 要求水準である接触事業者数の集計方法の記載を明確化した。
- ⑤ 類似事業実績の加点方法の記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 業務の性質が異なる協力雇用主等支援業務と支給業務等を分割し、さらに小規模事業者の参入を促すため、協力雇用主等支援業務を5つの実施対象地域に分割して入札を実施した。
- ② 事業の質を確保するため、客観的・定量的な要求水準として「接触事業者数」を追加した。
- ③ 応募条件としていた「刑務所出所者等の就労支援を行った実績があること」を撤廃し、類似事業の実績を総合評価落札方式の加点項目とした。
- ④ 従前の事業内容に関する情報を入札関係資料において開示した。

2. 令和3年度契約時（市場化テスト2期目）

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議の実施について、頻度や議事録の作成に関する説明を追記した。
- ② 要求水準である開拓求人数の集計方法の記載を明確化した。
- ③ 要求水準が達成できなかった場合についての対応を明確化した。
- ④ 本事業で取り扱う個人情報の範囲についての記載を明確化した。
- ⑤ 啓発・支援業務の内容についての記載を明確化した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 公告期間を延長した（開庁日23日間）。
- ② 類似事業の実績に対する加点について、自主事業の実績も加点対象とした。

- ③ 従事人員の兼務割合や要求水準達成率等の情報開示の充実を図った。
- ④ 支援員として想定される人材についての記載が支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。

3. 令和4年度契約時（市場化テスト3期目）

（1）監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 定例会議をオンライン方式で実施することについて、記載を明確化した。
- ② 情報収集業務の従来の実施方法について、記載を充実させた。

（2）入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 類似事業の実績に対する加点を圧縮し、新規参入促進の観点から採点内容を見直した。
- ② 支援員として想定される人材についての記載から具体的な資格の例示を削除し、支援員の必須条件であると誤解を与えないよう記載を修正した。
- ③ 入札参加資格を全等級に拡大した。
- ④ 事業者への周知を徹底した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

当該委託事業は、平成27年度から「特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構」が継続受注し、競争性が確保されていなかったことから、市場化テストの対象となったが、市場化テストの対象となった1期目から3期目いずれも1者応札となった。

入札に当たっては、「①「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況」とおり事業分割や応募条件廃止など、新規事業者が参入できるよう様々な措置を講じたところであるが、以下のとおり、新規事業者の参入が難しいと考えられる。

① 専門性を要する事業かつ特殊な事業であること

当該事業は、協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対する啓発・求人開拓・情報収集が事業内容であり、業務遂行には、刑事司法手続や国が実施する刑務所出所者等への就労支援施策に関する専門的な知識が必要である。

また、刑務所出所者等への支援は、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体が連携して実施しており、本事業においても各実施対象地域でこれらの関係機関等との連携体制を築くことが非常に重要となる。

② 支援員の人材が不足していること

①の専門性を有した支援員を確保するためには、刑務所出所者等に対する支援業務の経験がある者を採用する、類似分野で就労支援業務の経験がある

者を採用してノウハウを構築することが考えられるが、前者は定年退職後で就労を希望していない場合が多く、後者は刑務所出所者等に対する支援という業務の特殊性から希望者の確保が困難であると考えられる。

③ 現行事業者との競争に高いコストを要すること

事業分割後の5つの実施対象地域では、刑務所出所者等への就労支援を目的として設立された各都道府県の「特定非営利活動法人就労支援事業者機構」が継続受注しており、新規参入に当たっては、既にノウハウを十分に持ち、関係機関との連携体制が構築されているなどの極めて高い専門性を有する現行事業者との競争が必要となる。上記①②の理由から現行事業者を上回る質の確保には、高いコストとリスクが伴い、新規事業者の参入が難しい。

以上のとおり、競争性について課題が残るが、これまで可能な限りの改善策を講じており、本事業の目的を達成し、質を維持するためにはこれ以上の改善を図ることは困難である。